

第 1 日 6 月 2 2 日（木曜日） 本 会 議

令和5年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
6月22日(木)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長の挨拶	5
○管理者の挨拶	5
○仮議席の指定	5
○議事日程の報告	6
○日程第1、議席の指定	6
○日程第2、会議録署名議員の指名	6
○日程第3、会期の決定	6
○日程第4、諸報告	7
○日程第5、副議長の選挙	7
○副議長就任の挨拶	8
○日程について	8
○日程第6、坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任について（議案第4号）	8
○日程第7、令和5年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）を定める件（議案第5号）	8
○日程第8、一般質問	10
○議長の挨拶	21
○管理者の挨拶	21
○閉会の宣告	22

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第15号

令和5年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年5月22日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 石 川 清

記

1 期 日 令和5年6月22日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

○会 期

令和5年6月22日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	福	島	恵	美	議員	2 番	小	林	ひ と み	議員
3 番	野	沢	聖	子	議員	4 番	小	澤	弘	議員
5 番	小	川		茂	議員	6 番	友	田	雅 明	議員
7 番	太	田	忠	芳	議員	8 番	鈴	木	友 之	議員
9 番	内	野	嘉	広	議員	10 番	弓	削	勇 人	議員
11 番	大	曾	根	英 明	議員	12 番	加	藤	則 夫	議員

不応招議員（なし）

令和５年６月第２回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第１日

令和５年６月２２日（木曜日）

○議事日程（第１号）

日程第 １ 議席の指定について

日程第 ２ 会議録署名議員の指名について

日程第 ３ 会期の決定について

日程第 ４ 諸報告

(1)議員の任期満了に伴う選挙の結果について

(2)令和４年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算繰越計算書について（報告第１号）

(3)現金出納検査の結果について（監査報告第２号）

(4)議事説明者について

日程第 ５ 副議長の選挙について

日程第 ６ 議案第４号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任について

日程第 ７ 議案第５号 令和５年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第１号）を定める件

日程第 ８ 一般質問

午前10時00分開会

出席議員（12名）

1 番	福 島	恵 美	議員	2 番	小 林	ひとみ	議員
3 番	野 沢	聖 子	議員	4 番	小 澤	弘	議員
5 番	小 川	茂	議員	6 番	友 田	雅 明	議員
7 番	太 田	忠 芳	議員	8 番	鈴 木	友 之	議員
9 番	内 野	嘉 広	議員	10 番	弓 削	勇 人	議員
11 番	大 曾 根	英 明	議員	12 番	加 藤	則 夫	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管 理 者	石 川	清	副 管 理 者	齊 藤 芳 久
監 査 委 員	宮 ヶ 原 正 房	事 務 局 長	宇 津 木 優 明	
事務局参与 兼水処理工 兼セシタ一 所 長	高 山 淳	事務局次長 兼財務課長	中 田 真 一	
総 務 課 長	大 沢 嘉 史	業 務 課 長	岡 本 義 徳	
建 設 課 長	菊 地 征 一	維 持 管 理 長 課	安 原 仁	

事務局職員出席者

書 記	松 下 昌 弘	書 記	井 上 聡
書 記	吉 瀬 み ゆ き		

◎開会及び開議の宣告

(午前 10 時 00 分)

○小澤 弘議長 現在、出席議員12人全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから令和 5 年 6 月第 2 回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長の挨拶

○小澤 弘議長 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和 5 年 6 月第 2 回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、早朝よりご出席を賜り、開会できますことに敬意と感謝を申し上げます。

今期定例会に当たりましては、先般行われました鶴ヶ島市議会議員選挙において、市民の信託を得て、見事当選され、さらに本組合議会議員にご就任をいただきました鶴ヶ島市の議員の皆様に対しまして、心からお祝いを申し上げますとともに、今後のご活躍をご期待申し上げる次第であります。

本日は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任についてのほか、重要議案が提出されております。何とぞ慎重ご審議をいただき、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げます。ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。



◎管理者の挨拶

○小澤 弘議長 管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 おはようございます。お忙しい中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

本日の議会に当たりましては、先般の鶴ヶ島市議会議員選挙におきまして、市民の信託を得て、見事当選の榮譽を勝ち取られ、さらに本組合議会議員としてご就任をいただきました鶴ヶ島市選出の議員皆様に対しまして、心からお祝いを申し上げますとともに、今後本組合発展のためにご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本日ご提案申し上げます議案は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任についてのほか 1 件でございますが、いずれも本組合運営上、重要な案件でございます。何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。



◎仮議席の指定

○小澤 弘議長 この際、議事進行上、去る5月16日、鶴ヶ島市議会臨時会において選出されました議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

◇

◎議事日程の報告

○小澤 弘議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

◇

◎議席の指定

○小澤 弘議長 ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、議席の指定についてを議題といたします。

鶴ヶ島市議会による坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会議員の選出に伴い、新たに坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会議員となりました議員の議席を、会議規則第4条第2項の規定により、ただいまご着席の席を本議席と指定いたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

○小澤 弘議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、

8番 鈴木友之 議員

10番 弓削勇人 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○小澤 弘議長 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小澤 弘議長 ご異議なしと認めます。

よって、令和5年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◇

◎諸報告

○小澤 弘議長 日程第4、諸報告をいたします。

初めに、去る4月23日に執行されました鶴ヶ島市議会議員一般選挙においてご当選され、また5月16日の鶴ヶ島市議会臨時会において坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会議員として新たに福島恵美議員、小林ひとみ議員、小川茂議員、太田忠芳議員、内野嘉広議員、大曾根英明議員の6名がご当選されました。今後、下水道組合議会議員としてご活躍いただくわけではありますが、よろしくお願いいたします。

次に、報告第1号 令和4年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算繰越計算書について、管理者から報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査報告第2号 現金出納検査の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から令和5年1月分から4月分までの報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

◇

◎副議長の選挙

○小澤 弘議長 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小澤 弘議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。副議長の指名については、12番、加藤則夫議員において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小澤 弘議長 ご異議なしと認めます。

よって、加藤則夫議員において指名することに決定いたしました。

加藤則夫議員、指名をお願いいたします。

○12番（加藤則夫議員） 12番、加藤則夫です。小川茂議員を指名いたしたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○小澤 弘議長 お諮りいたします。ただいま加藤則夫議員において指名いたしました小川茂議員を、副議

長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小澤 弘議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小川茂議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました小川茂議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

◇

◎副議長就任の挨拶

○小澤 弘議長 小川茂議員に、ご挨拶をお願いいたします。

○5番（小川 茂議員） ただいまは、副議長という大役を仰せつかりまして、ありがとうございます。小川茂でございます。

何分不慣れではございますが、一生懸命、微力ではありますが、務めさせていただきたいと思っております。しっかりと小澤議長を支えてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◇

◎日程について

○小澤 弘議長 お諮りいたします。

日程第6、議案第4号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任について及び日程第7、議案第5号 令和5年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）を定める件を一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小澤 弘議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

◇

◎議案第4号、議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小澤 弘議長 日程第6、議案第4号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任について及び日程第7、議案第5号 令和5年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）を定める件を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○石川 清管理者 ただいま議題となっております議案第4号及び議案第5号につきまして、順次提案の理

由を申し上げます。

まず、議案第4号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任についてであります。宮ヶ原正房監査委員の任期が本年6月25日をもって満了となりますことから、その後任につきまして慎重に検討いたしました結果、今平正義氏を適任者と認め、監査委員に選任することについて議会のご同意を賜りたく、坂戸、鶴ヶ島下水道組合同約第12条第2項の規定により、本案を提出した次第であります。

次に、議案第5号 令和5年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）を定める件であります。今回の補正は、国庫補助金の当初内示額が要望額に対しまして約95%となったため、令和5年度に予定していました事業の一部を先送りするための必要な措置を講ずることといたしました。

主な補正の内容といたしましては、令和5年度から令和7年度までの3か年事業として実施いたします石井水処理センター4系水処理施設等増設事業及び石井水処理センター沈砂池ポンプ棟等再構築事業について、令和5年度分の事業費の一部を先送りすることとし、補正予算第3条に定める資本的収入及び支出の補正につきましては、収入では資本的収入に7,439万円の減額補正を行い、収入の合計を16億3,443万1,000円に、支出では資本的支出に7,777万円の減額補正を行い、支出の合計を26億9,497万9,000円にしようとするものであります。

なお、収入が支出に対し不足する額、10億6,054万8,000円につきましては、損益勘定留保資金などで補填することといたしました。

また、補正予算第4条に定める債務負担行為の補正及び補正予算第5条に定める企業債の補正につきましては、事業の先送りに伴い、所要の措置を行うことといたしました。

以上、提案の理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○小澤 弘議長 これより、各案件につき、単独質疑、討論、採決を行います。

初めに、日程第6、議案第4号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任についてに対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○小澤 弘議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小澤 弘議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小澤 弘議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第5号 令和5年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）を定める件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○小澤 弘議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小澤 弘議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

お諮りいたします。これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小澤 弘議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎一般質問

○小澤 弘議長 日程第8、一般質問を行います。

通告者は2人であります。

なお、質問時間については、議会運営についての申合せ事項により、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

順次質問を許します。

最初に、6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 6番、友田雅明です。ただいまより通告に従い一般質問を行います。

質問項目は3項目です。1項目めは下水道使用料について、2項目めは大谷川雨水ポンプ場について、3項目めは坂戸都市計画事業（仮称）坂戸インターチェンジ北側土地区画整理事業における下水道の整備についてです。

下水道は、市民にとって重要なインフラであると同時に、人口減少に伴う下水道料金の問題は今日の物価上昇のあおりを受け、下水道料金の値上げが懸念されております。下水道料金の値上げの理由としては、もう一方で下水道設備の老朽化も大きく影響していると感じます。しかしながら、多くの市民は現在の日本の経済状況からして、ただ単に下水道料金の値上げに賛成することはできないであろうと考えます。そこで、本組合の下水道料金の現状を踏まえた下水道料金値上げの考えを明確にする必要があると考えます。そこで、下水道使用料についてお伺いいたします。

令和元年東日本台風により、大谷川雨水ポンプ場の下流の堤防が決壊し、大きな被害を被りました。近年の多発する自然災害は、いつ何どき起きるかも限りません。より安全で安心に暮らせる地域であってほしいのは、多くの市民が願うところであります。そこで、大谷川雨水ポンプ場の現状についてお伺いいたします。

坂戸市において進められております坂戸都市計画（仮称）坂戸インターチェンジ北側土地区画整理事業に当たり、インフラ整備の一環として下水道計画があるとお話を聞いております。坂戸インターチェンジ付近の住民はどのように下水道が計画されているのかを知り得たいとの声も聞こえております。そこで、

坂戸都市計画事業（仮称）坂戸インターチェンジ北側土地区画整理事業における下水道の整備の状況について伺います。

以上で私の1回目の質問とさせていただきます。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 友田議員のご質問につきましては、順次お答えいたします。

初めに、1問目の下水道使用料についてでございますが、本組合の現行下水道使用料につきましては、平成29年に改定を行い、現在まで約6年が経過したところでございます。このような中、令和3年度に本組合において現行下水道使用料の検証及び今後の在り方についての検討を行い、次期下水道使用料の改定につきましては令和6年度末まで据置くこととし、このことにつきましては下水道事業運営審議会から妥当であるとの答申をいただきました。

その一方で、人口減少や施設の老朽化等、経営環境の厳しさが増す中、将来にわたって安定的な事業を継続していくための指針といたしまして、本組合では令和2年度に経営戦略を策定し、その後ストックマネジメント計画などの策定に伴い、令和3年度に経営戦略の見直しを行っております。

現在の下水道使用料につきましては、令和6年度末まで据置くこととしておりますが、次期下水道使用料の算出につきましては、経営戦略の見直しと併せ検討してまいりたいと考えております。

次に、2問目の大谷川雨水ポンプ場の現状についてでございますが、大谷川雨水ポンプ場は平成11年8月の豪雨災害に起因し、平成18年に国の施工による樋門が設置され、平成20年に本組合の施工による雨水ポンプ場の第1期分が完成いたしました。第1期分は、当時の大谷川流域の土地利用の状況を考慮し、全体整備計画の半分当たる毎秒10.5立方メートルの排水能力を有してのものでございました。その後、平成30年に国との協議が調い、残り半分の整備が可能となったため、令和2年度より増設工事に着手し、本年9月に完成予定となっております。なお、増設工事完成後の排水能力は、現在の毎秒10.5立方メートルの2倍に当たる毎秒21立方メートルの排水能力を有することとなります。

次に、3問目の坂戸都市計画事業（仮称）坂戸インターチェンジ北側土地区画整理事業における下水道の整備の状況についてでございますが、本計画は坂戸市におきまして、首都圏中央連絡自動車道の坂戸インターチェンジ北側の坂戸市大字小沼地区に民間施行による土地区画整理事業を予定しているものでありまして、その区域の汚水排水については公共下水道で整備する予定となっております。

現在、下水道整備の進捗状況につきましては、都市計画決定等の法手続に向け、坂戸市と歩調を合わせて調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 一通りご答弁いただきましたので、以降一問一答方式でお伺いいたします。

まず、1問目の下水道使用料について再質問いたします。令和3年度に経営戦略の見直しを行ったとのことですが、その理由について伺います。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

令和３年度に経営戦略の見直しをした理由につきましては、ストックマネジメント計画や下水道総合地震対策計画等を令和３年度に策定しましたので、これらの計画に沿った内容に見直しを行いました。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

６番、友田雅明議員。

○６番（友田雅明議員） その経営戦略の具体的な見直し内容についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

具体的な見直しの内容につきましては、計画期間につきましては、改定前は令和３年度から令和12年度まででありましたが、改定後は令和４年度から令和13年度に改定のほうをいたしました。

また、投資・財政計画につきましては、改定前は計画期間10年間の建設改良費を約220億円としておりましたが、改定後は約260億円に、約40億円の増額となりました。

増額となった主な理由につきましては、改定前は今後50年間の概算事業費を平準化して計上していたものについて、令和３年度の諸計画策定により、優先すべき緊急度及びこれに対する事業費が明確となったものによるものでございます。なお、増額見直しに係る財源といたしましては、主に国庫補助金及び企業債で対応することとしております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 ６番、友田雅明議員。

○６番（友田雅明議員） 40億円もの増額をしたことは理解いたしました。

それでは、現在の下水道使用料を令和６年度末まで据置くこととした理由についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

現行下水道使用料を令和６年度末まで据置くこととした理由につきましては、主に２点ございます。

まず、１点目といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一時的に使用料の支払いに困難を来している方を対象として、使用料の支払い猶予等の措置を講じており、経済情勢を踏まえた使用料に関する住民負担への適切な配慮が必要であると考えました。

２点目といたしましては、当時は令和６年度末に北坂戸水処理センターを廃止し、石井水処理センターへ統合する予定であったため、令和６年度末まで据え置くこととしたものでございます。なお、水処理センターの統合時期につきましては、社会情勢の影響を受けまして、現在は令和７年度末の予定に変更しております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

６番、友田雅明議員。

○６番（友田雅明議員） コロナの影響を踏まえた一時的に適切な配慮が必要なこと、水処理センターの統合を据え置くことの２つの理由は理解しましたが、コロナも５類に引き下げられ、水処理センターの

統合も令和7年度末の予定となっているということです。そろそろ令和7年度以降の下水道使用料をどのように改定されるのかについて、市民へ周知するべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

地方公営企業法の規定において、経営に要する経費は、経営に伴う収入をもって充てなければならない独立採算制の原則が定められております。このことを踏まえまして、近年の物価高騰や平均使用水量の減少等を考慮した将来予測の見直しを行う必要がありますので、先ほども申し上げましたが、次期下水道使用料の算出におきましては、経営戦略の見直しと併せて検討したいと考えております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） いきなり下水道使用料の値上げがあることを避け、段階を経て時期を踏まえた上で市民が納得する値上げに配慮が必要と感じます。

それでは、下水道使用料の徴収実績についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

本組合では、令和2年度より公営企業会計へ移行しており、公営企業会計では調定額が収入の決算額となりますことから、比較しやすいように一般会計とした場合における過去5年間の下水道使用料の収入額を申し上げますと、平成29年度は19億918万6,376円、平成30年度は19億6,564万7,222円、令和元年度は19億5,263万3,474円、令和2年度は19億8,987万8,533円、令和3年度は19億8,955万500円。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 平均して約19億円の収入実績があることは理解しました。

次に、下水道使用料の徴収不能実績についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

徴収できなかった下水道使用料は、地方税の例により5年が過ぎると不納欠損処理を行っております。その不納欠損処理を行った過去5年間の実績であります。その対象となった人数、調定件数及び金額の順に申し上げますと、平成29年度は413人で961件、金額は252万2,861円、平成30年度は427人で931件、金額は221万4,007円、令和元年度は373人で826件、金額は181万2,065円、令和2年度は377人で813件、金額は183万2,065円、令和3年度は368人で812件、金額は191万2,591円となっております。

なお、人数に対し調定件数が多くなっておりますが、調定件数につきましては2か月に1回の請求の件数であり、不納欠損となった調定件数をその対象人数で割り返しますと、不納欠損となった1人当たりの調定件数は平均約2件となります。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 不納欠損処理の過去5年間の平均金額は約200万円ということで、その5年間の累計は約1,000万円にも及ぶことが分かりますが、不納欠損は本組合の経営においても、市民に対しても決してあるべきことではないと感じます。不納欠損をなくすためにも、その原因を追及することは大変重要と考えます。

そこで、下水道使用料の徴収不能理由についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

下水道使用料の徴収不能理由につきましては、滞納者の所在不明や死亡によるものでございます。所在不明につきましては、住民登録はあるが現地にいない場合や、住民登録がなく追跡調査が不可能となった場合となっております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 滞納者の所在不明や死亡などの理由が挙げられましたが、所在不明者については追跡調査が不可能ということであります。もっと突っ込んだ追跡調査が必要であると考えます。不納欠損をなくすためには、いかに下水道使用料の未納者をなくしていくかにかかっており、さらなる追跡調査強化と併せ、未納者へ対して何らかの措置をすべきと考えます。

そこで、下水道使用料未納者への対応についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

未納者の方に対する対応につきましては、条例の規定に基づき、納期限までに納付がないときは納期限後20日以内に督促状を発行して督促しております。なお、督促状を発行している割合につきましては、使用者全体の約20%となっておりますが、その督促対象者のうち約95%の方は督促状の納期限までに納付をいただいております。

また、督促状を発行後、さらに納付がない場合には個別に現地訪問などを実施しており、現地にいない場合には住所照会など、追跡調査を実施しております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 督促対象者のうち95%の方は納付いただいているとはいえ、過去5年間の不納欠損額が平均で約1,000万円あるわけですから、いずれにせよ未納者に歯止めをかけ、不納欠損額をなくし、市民のための本組合の安定なる経営が求められると考えます。

そこで、さらに遡り、過去10年間ににおける下水道使用料の不納欠損処理した累計額についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

平成24年度から令和3年度までの過去10年間の下水道使用料を不納欠損処理した累計額は、合計で2,213万219円でございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 過去10年間だけでも2,213万円と、これだけ多くの不納欠損額が存在することはあってはならないことでありますし、さらに遡ればその額はさらに膨れ上がることとなります。未納者に対しては、地方自治法231条の3第3項、附則6条3項、下水道法20条と坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例第42条などの法令、条例に基づき徴収することが義務づけられているわけですから、未納者からしっかり徴収すべきことであります。

これまでの未納者や不納欠損についての質問をなぜしなくてはならないのか。それは、物価上昇などで多くの市民の生活を苦しめている現実があります。そんな中、今後下水道使用料の値上げが予想されているわけです。真面目にお支払いいただいている多くの市民に対して、公平性の観点からすれば、まずは未納者をなくすことが急務であり、本組合の努力が求められます。

そこで、不納欠損額をなくすための対応策についてお伺いしまして、1項目めの最後の質問とさせていただきます。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

不納欠損となる方は、既に転居され、所在が不明となってしまう方がその大半を占めておりますことから、その対策といたしましては、まずは下水道を継続して使用している方々の未納をいかに減らすかが大変重要であると認識しております。今後におきましても、未納者には引き続き督促状の送付のほか、早期の現場訪問を積極的に実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 続いて2項目め、大谷川雨水ポンプ場についての質問に移ります。

令和元年東日本台風による本組合が管理する雨水幹線等の被害の詳細についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

本組合が管理する雨水幹線等の被害の詳細でございますが、大谷川雨水幹線につきましては、東坂戸団地周辺において、床上、床下浸水等の被害が確認されております。また、大谷川雨水ポンプ場につきましては、越辺川の堤防決壊後の浸水により電気盤等の機器類が故障し、ポンプが稼働できなくなりました。その他、飯盛川雨水幹線等につきましては、床上、床下浸水等の被害は確認されていません。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 詳細については理解いたしました。

それでは、東日本台風によりなぜ堤防が決壊したのかについて、理由をお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

堤防が決壊した理由につきましては、河川管理者である国によりますと、計画高水位を超過し、越水が生じたことから堤防決壊に至ったものと推測されると伺っております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 決壊理由は、越水したことからのことは理解しました。

その理由からの解決策は何なのかについてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

現在、河川管理者である国において、河道掘削、樹木伐採、遊水地整備などが進められております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 国が進めている解決策は理解しました。

本組合が進めている大谷川雨水ポンプ場の増設工事の進捗についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

大谷川雨水ポンプ場の増設工事の進捗状況につきましては、現在ポンプ、原動機等の設置が完了し、動作確認ができる状態となっております。今後細部の作業を行い、全てが完成するのは本年9月となる予定でございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 9月に完成予定であるということは分かりましたが、増設する雨水ポンプの能力について、分かりやすく具体的にお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

増設工事が完了いたしますと、ポンプの能力は毎秒21立方メートルとなります。毎秒21立方メートルとは、小学校の25メートルプールの水が約23秒で排水できる能力となっております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 物すごい量の雨水を短時間で排水可能だということは理解しました。

東日本台風では、計画高水位に達しているのにもかかわらず、放水していた現状がありました。東日本台風やそれ以上の雨量が発生した場合、水門を閉めた際に内水被害が懸念されているわけですが、そこで増設したポンプの機能で内水被害の心配はないのかについてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

大谷川の事業計画で定める 1 時間当たり 57 ミリ以上の降雨の場合、内水被害が懸念されますが、ポンプ増設により被害は軽減されるものと考えております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 被害を軽減できることは理解しました。

東日本台風においても、大谷川雨水ポンプ場の人員配置において不足はなかったのかなど、気がかりな点があります。緊急時には、多様な万全な対応が求められるわけです。そのためには、不足がないように万全の人員の配置をすべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

大谷川雨水ポンプ場における緊急時の人員配置についてでございますが、荒川上流河川事務所との協議により、大谷川雨水ポンプ場等操作要領を定めておりまして、台風や異常気象による集中豪雨が発生した場合、越辺川の水位が 2.4 メートルに達し、洪水の発生が予測されるときは洪水警戒体制に入ることとされております。洪水警戒体制に入りましたら、本組合職員 2 名と委託業者 2 名が現地で待機することとなっております。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 洪水警戒体制に入った場合、本組合職員 2 名と委託業者 2 名が現地で待機することですが、その方々が緊急時に危険にさらされないような配慮が必要と考えます。

そこで、配置された方々の安全確保のための緊急時の撤退の詳細についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

大谷川雨水ポンプ場の緊急時の撤退の詳細についてでございますが、さきの大谷川雨水ポンプ場等操作要領において、退避判断水位として大谷川の水位が 5 メートルを超え、さらに上昇が見込まれるときは退避することとなります。なお、大谷川雨水ポンプ場は遠隔操作が可能であるため、操作員がポンプ場から退避した場合は、石井水処理センターで遠隔操作をすることとなっております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 遠隔操作も可能とのことで、人員の安全確保ができることに安心いたしました。

国が進めている入間川流域緊急治水対策プロジェクトの一つに、三芳野耕地の遊水地計画があります。緊急時に水門を閉めることになった場合、大谷川の水を遊水地へ取り込むことができれば内水を防ぐことは可能と考えますし、そうすべきと思うところでありますが、遊水地との連携についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

国の入間川流域治水プロジェクトにおいて、三芳野耕地の遊水地計画があり、その遊水地へ大谷川の水を取り込むことが可能であるか、現在事業主体であります荒川上流河川事務所と協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 今後の協議に期待いたします。

9 月にポンプ場増設の工事完了とのことで、地域住民への説明会を開催するなど、周知すべきと考えますが、ご所見をお聞かせいただきまして、2 項目めの最後の質問とさせていただきます。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

増設工事が完成した際は、施設見学等、何らかの形で地元への周知を検討してまいります。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 次に、3 項目めの坂戸都市計画事業（仮称）坂戸インターチェンジ北側土地区画整理事業における下水道の整備についての質問に移ります。

坂戸インターチェンジ北側開発における下水道の考え方についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

（仮称）坂戸インターチェンジ北側土地区画整理事業地内の汚水は、区画整理地内の外側にマンホールポンプを設置し、圧送管により石井水処理センターへ送水する計画で現在進めております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 考え方については理解いたしました。

次に、坂戸インターチェンジ北側開発における下水道の進捗についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

（仮称）坂戸インターチェンジ北側土地区画整理事業における下水道整備の進捗につきましては、現在坂戸市の都市計画決定手続と同時に、公共下水道整備の都市計画決定がされるよう事務を進めているところでございます。都市計画決定がされた後、埼玉県との事業計画変更の協議を行い、その後設計業務委託の発注、管渠築造工事の着手となります。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 坂戸市の都市計画決定手続と同時に進められることであります。北側開発周辺は市街化調整区域であることから、下水道整備はできないものとなっている現状があります。しかし、北側開発が市街化される際には、近隣住民の中には下水道整備が可能になるのではないかと期待される方もおります。

そこで、北側開発付近の市街化調整区域の下水道整備についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

（仮称）坂戸インターチェンジ北側土地区画整理事業地付近の市街化調整区域の下水道整備につきましては、令和 2 年度に坂戸及び鶴ヶ島公共下水道全体計画の見直しを行い、その際に下水道を整備する区域の見直しを行い、市街化調整区域につきましては下水道で整備する区域から除外することといたしました。したがって、ご質問の市街化調整区域である北側開発付近につきましても、下水道の整備を行う予定はございません。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6 番、友田雅明議員。

○6 番（友田雅明議員） 下水道整備を行う予定がないことは分かりましたが、そんな中でも市街化調整区域の北側開発近隣住民が公共下水道へ接続可能な手段がほかにはあるのかについてお伺いし、最後の質問とさせていただきます。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

市街化調整区域につきましては、公共下水道の処理区域外となりますが、その区域の方が公共下水道へ接続を希望する場合は、本組合で規定されております坂戸、鶴ヶ島下水道組合公共下水道区域外流入取扱要綱に基づき、接続は可能となります。この要綱の規定におきましては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合公共下水道分担金条例に定める分担金の納付が必要となることや、接続するための工事費用は希望者が全額負担することなどについて規定をしております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 次に、7 番、太田忠芳議員。

○7 番（太田忠芳議員） 議席番号 7 番、太田忠芳です。通告は 1 件しておりますので、通告に従って質問

したいと思います。

通告の内容は、少子化が及ぼす污水处理施設整備計画への影響についてであります。この件について、污水处理施設整備計画を進める上で、今後の人口規模に関する予測と対策をどう見通すのかお聞きしたいと思います。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

少子化が及ぼす污水处理施設整備計画への影響についてのご質問でございますが、今後の人口規模に関する予測と対策をどう見直すかということですが、まず下水道事業を実施する際は、最初に下水道全体計画で整備の方向づけを定める必要がございます。

下水道全体計画とは、20年から30年という長期的な人口の推移や工場出荷額等を総合的に判断し、持続的に適切な下水道整備、管理が実施できるよう十分な検討を加え、全体計画区域を設定し、将来における下水道管渠計画や水処理方法、汚泥処理方法などを定めることとなっております。

本組合では、その下水道全体計画の見直しを令和2年度に行い、従来は構成市全域を下水道で整備することとしていた計画を、市街化調整区域につきましては下水道で整備する区域から除外するとともに、構成市のマスタープランの人口推移を踏まえた計画汚水量を算定し、令和31年度までの坂戸及び鶴ヶ島公共下水道全体計画を策定いたしました。この計画では、今後の污水处理施設の整備計画の見直しも行い、石井水処理センターでは従来は5系列目の水処理施設までの増設を予定しておりましたが、見直し後は現在施工しております4系列目の水処理施設の増設までで処理が可能であると計画しております。

以上のようなことから、本組合では人口の推移をはじめとし、現時点で想定し得る情報を基に事業を進めていると考えております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

7番、太田忠芳議員。

○7番（太田忠芳議員） それでは、再質問いたします。

現在、地方自治体は2014年から始まった国の地方創生人口ビジョンに基づいて、各自の人口ビジョンを掲げて人口対策を行っております。構成市の鶴ヶ島市、坂戸市も同様であります。以来、10年を経て現実の出生率、出生数がビジョンどおりには推移していないことが明らかになっております。

2014年に地方創生が始まった時点では、1億2,800万人をピークとする日本の人口は、このまま推移すれば22世紀には4,000万人台になるとの危機感から地方創生を開始しました。そのときの合計特殊出生率の目標は、2020年に1.6、2030年に1.8、2040年には2.07を掲げました。2.07というのは、長期的に人口が安定する水準と言われます。この目標が成就したとしても、今世紀末には9,000万人になるとの予測でした。しかし、現実にはむしろ出生率は低下の一途をたどっています。

厚生労働省が2日に発表した人口動態統計によれば、2022年に生まれた日本人の子供、出生数は77万747人で、統計を始めた1899年以降で最少となり、初めて80万人台を割り込みました。1人の女性が生涯に産む見込みの子供の数を示す合計特殊出生率は1.26に落ち込み、データのある1947年以降では、2005年と並んで過去最低の水準。少子化の加速が止まらない状況です。

国の目標では、2020年は1.6になっているはずが、実際は1.34、2021年は1.3、2022年は2日の発表のとおり1.26です。出生数は、地方創生を始めたときは年間100万人子供が生まれていましたが、出生率が回復しなかったために、国の予測を大きく下回っています。2021年は、日本で暮らしている日本人の出生数は81万人、2022年は77万747人、しかも減少のペースは速まっており、2021年は前年に比べて3.5%減でしたが、今回発表された2022年は前年に比べて5%も減となっております。

そこで、令和2年度に見直しされた坂戸及び鶴ヶ島公共下水道全体計画について、人口減少のペースが国の予測を大きく超えて進んでいる現状を踏まえての検討を求めたいと思いますが、その点について伺います。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

下水道の整備をするためには、先ほど申し上げました坂戸及び鶴ヶ島公共下水道全体計画を基本とし、その後法律に定められた都市計画決定や下水道法事業計画を策定し、その承認を埼玉県より得た後、事業を進めることとなります。このような事業実施前の法手続を行う各段階において、改めてその時点での人口の推移を踏まえた下水道整備計画の妥当性を検討し、事業を進めることとしております。

いずれにしても、人口の推移は本組合事業を進める上で大変重要であると認識しておりまして、今後におきましても注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

7番、太田忠芳議員。

○7番（太田忠芳議員） 了解しました。

○小澤 弘議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

◎議長の挨拶

○小澤 弘議長 以上をもって今期定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、早朝より全員のご出席をいただきまして、ありがとうございました。また、スムーズな議事進行にご協力いただきましたことに感謝を申し上げます。

これから日ごとに暑さが厳しくなりますが、議員各位をはじめ皆様方にはくれぐれもお体をご自愛ください。また、両市並びに本組合発展のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

◎管理者の挨拶

○小澤 弘議長 管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 議員皆様方のご協力により、スムーズのうちに無事終了することができました。

時節柄、不順な天候が続いておりますので、議員皆様におかれましては、お体に十分ご留意いただき、ますますのご活躍をご祈念いたしまして、御礼の挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

(午前10時55分)

○小澤 弘議長 これをもちまして、令和5年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年6月22日

議 長 小 澤 弘

署 名 議 員 鈴 木 友 之

署 名 議 員 弓 削 勇 人